

にしはりま環境事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年3月

にしはりま環境事務組合管理者

にしはりま環境事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、にしはりま環境事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務係に担当を置き、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、事務局全職員により協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

I：女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等の係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、本組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

なお、本組合の常勤職員は、全て構成市町からの派遣職員である。

◇ 採用した職員に占める女性職員の割合

会計年度任用職員の採用者数

(单位:人)

各年度採用者	7 年度	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度
男 性	0	0	0	0	0
女 性	1	1	1	1	1
合 計	1	1	1	1	1

◇ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

(単位：時間)

[illegible]

◇ 年次休暇の取得率

令和6年度実績：44.5%（平均8.9日）

◇ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

男女とも育児休業対象者は無し（令和5年度・令和6年）

◇ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

当該休暇を取得可能である男性職員は無し（令和5年度・令和6年度）

Ⅱ：女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、課題に対応するものを掲げている。

【長時間勤務関係】

職員の年次休暇の平均取得率を、常に60%を超えるように努力する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、本組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、課題に対応するものを掲げている。

【長時間勤務関係】

令和8年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む。